

令和8(2026)年度 税制改正要望について

2025年8月
金 融 庁



令和 8（2026）年度税制改正要望における主な要望項目

1. 「資産運用立国」の推進

- NISA対象商品の拡充を含む制度の充実
- NISAに係る所在地確認の手続きの簡素化等
- 投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長

2. 暗号資産・保険

- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等〔農林水産省・厚生労働省・経済産業省が共同要望〕

3. 国際金融センターの実現

- 外国組合員に対する課税の特例の見直し〔経済産業省主担〕
- クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し
- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔農林水産省・経済産業省が共同要望〕

◆ NISA対象商品の拡充を含む制度の充実

【現状及び問題点】

- NISAの抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたってNISAの利用が広がっている。
- NISAの普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するためには、対象商品の拡充を含め、NISAの一層の充実を図る必要。

【要望事項】

あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、**対象商品の拡充を含め、NISAの一層の充実のための措置を講ずること。**

NISAの概要

	成長投資枠	つみたて投資枠
対象年齢	18歳以上	18歳以上
非課税保有期間	無期限	無期限
対象商品	上場株式・ETF・REIT・株式投資信託等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託等
年間投資枠	240万円	120万円
非課税保有限度額	1,800万円 うち成長投資枠は1,200万円まで	

要望項目概要

- ① こども支援の一環としての、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し
若い層 [こども家庭庁が共同要望]
- ② 様々な資産運用ニーズに応えるための、対象商品の拡充等
若い層 現役層 高齢層
- ③ 投資商品の入替をしやすいするための、非課税保有限度額の当年中の復活
現役層 高齢層

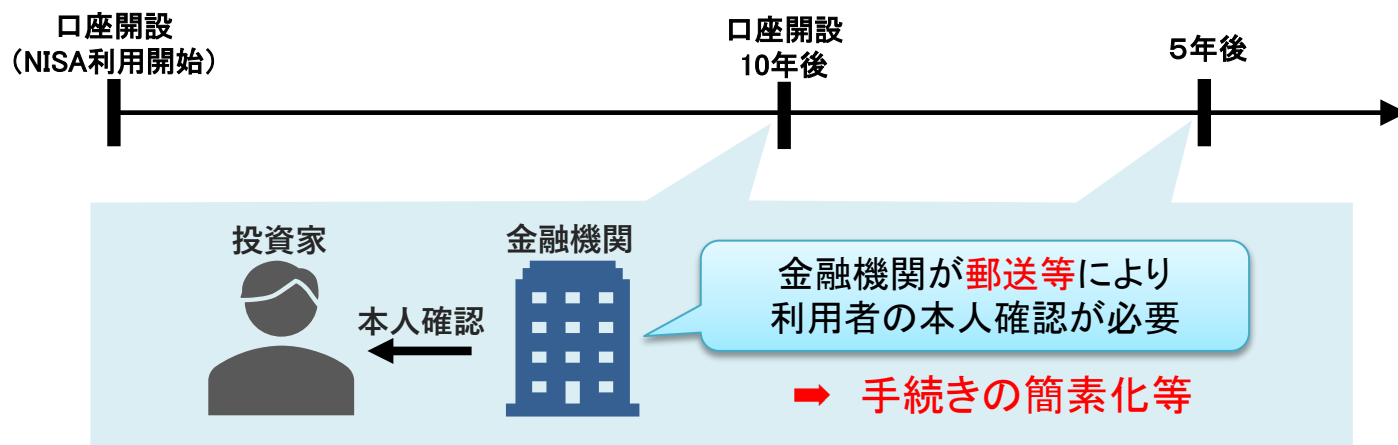
◆ NISAに係る所在地確認の手続きの簡素化等

【現状及び問題点】

- 金融機関は、顧客が新NISA（及びつみたてNISA）の口座開設をした後、10年経過時（その後5年経過毎）に顧客の氏名及び住所を確認することとされており、**当該確認ができない場合は、新規買付が停止**となり、顧客の**資産形成プランに影響**を及ぼすおそれがある。
- 現在求められている郵送等による確認方法では、顧客および金融機関の負担が大きいことから、昨年の税制改正大綱を踏まえ、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討が必要。

【要望事項】

NISA口座開設10年後等の所在地確認の手続きの簡素化及びその他所要の措置を講じること。



【令和7(2025)年度税制改正大綱(抜粋)】

NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認については、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う。

◆ 投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長

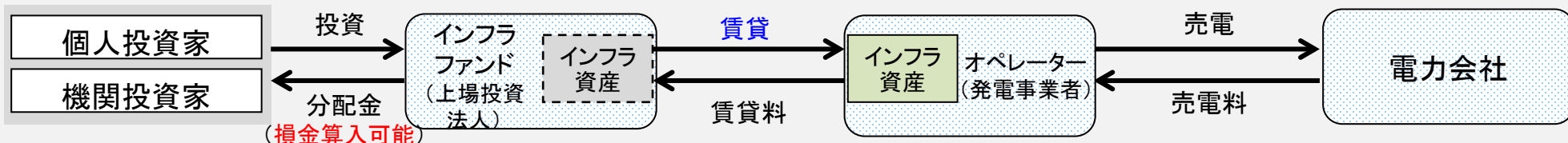
【現状及び問題点】

- 再エネ設備等のインフラへの民間投資を後押しする観点から、インフラファンド市場の持続的な成長は重要。
- インフラファンドは一定の要件を満たす場合に限り、所得金額の計算上、投資家への分配金を損金算入できる税制優遇措置が設けられているが、その要件の充足には実務上の課題が存在し、市場の成長を阻害しているとの指摘がある。

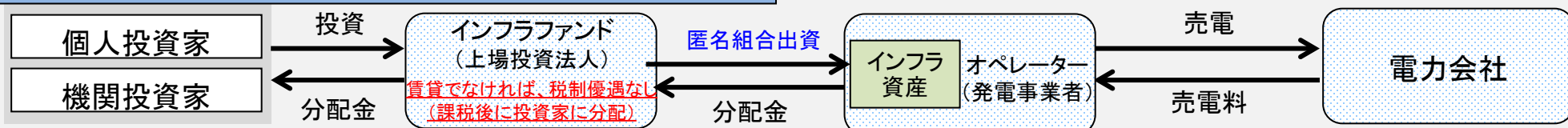
【要望事項】

インフラファンドの税制優遇に係る時限措置の期限や適用期間を延長し、適用要件を緩和すること。

①ファンドがインフラ資産を取得しそれを賃貸する場合



②ファンドが匿名組合出資によりインフラ資産を一部取得する場合※



※事業規模が大きな場合には、複数の主体がコンソーシアムで共同出資をすることが多いが、インフラファンドは匿名組合出資の場合にも賃貸要件が付されているため、こうした共同出資案件に参加しづらいとの指摘がある。

【現状のインフラファンドの税制優遇の適用要件】

- 令和4年度末から3年以内(令和8年3月31日まで)に再エネ設備を取得すること
- 再エネ設備の運用方法が賃貸のみであること(インフラファンドは投資を行うファンドとして再エネ事業を行わないことを担保)
- 取得した再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内であること
- 上場投資法人であること



【要望事項】

- 税制優遇に係る再エネ設備の取得期限(時限措置)を延長するとともに、上場の検討・準備のために十分な時間が確保できるよう、その延長期間を現行の3年間より長い期間にすること
- インフラファンドが匿名組合出資(組員は業務決定・執行ができない)を通じて再エネ設備に投資する場合に、賃貸要件を不要にすること
- 太陽光発電設備等の耐用年数が長期化していること等を踏まえ、税制優遇の適用期間を20年より長い期間とすること

◆ 暗号資産取引に係る課税の見直し

【現状及び問題点】

- 足元、国内外の投資家による暗号資産投資の増加が指摘されているが、現在、有価証券取引等から生じる所得は基本的に分離課税が適用される一方、暗号資産取引から生じる所得は総合課税の対象とされている。
- 昨年公表された税制改正大綱において、投資家保護のための必要な法整備を行うこと等と併せて、暗号資産取引に係る課税の見直しを検討することとされたことを踏まえ、所要の検討を進める必要。
- 併せて、諸外国の動向を踏まえ、我が国でも暗号資産ETFの組成を可能とするための検討を税制面を含めて行う必要。

【要望事項】

暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと。

【令和7(2025)年度税制改正大綱(抜粋)】

第三 検討事項

- 3 暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等を行うことを前提に、その見直しを検討する。

◆ 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等 [農林水産省・厚生労働省・経済産業省が共同要望]

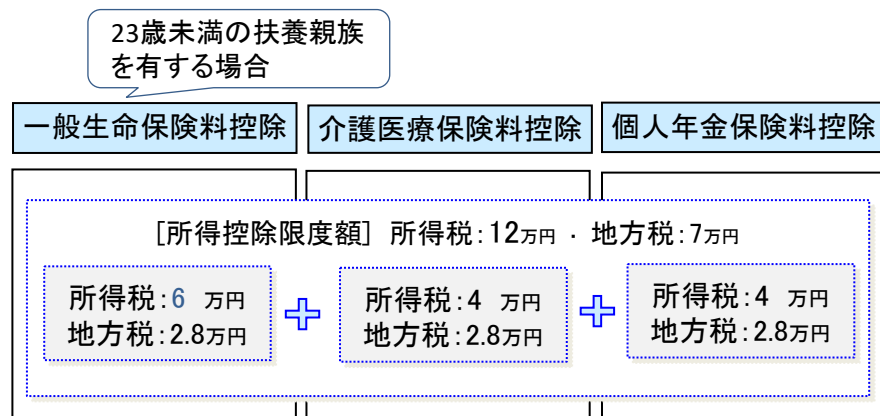
【現状及び問題点】

- こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、子育て世帯には様々な保障ニーズが存在しており、子育て支援の観点からは、子育て世帯が将来に向けた保障を安定的に継続して確保できる環境を整備することが求められる。
- こうした点を踏まえれば、現行、1年間の時限措置として認められた生命保険料控除制度の拡充措置（23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料に係る所得控除（原則4万円）に2万円の上乗せ）について恒久化するなどの対応を行うことが必要。

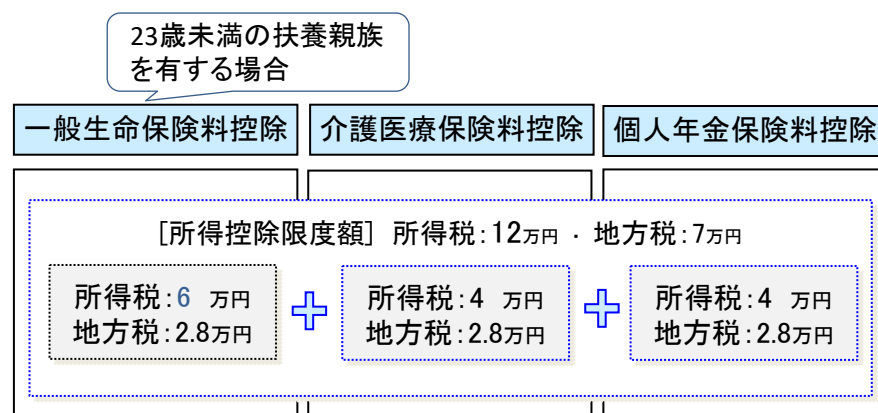
【要望事項】

令和8年分所得税において講じられた、**23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する2万円の上乗せ措置を恒久化**するなど所要の措置を講ずること。

【現行（1年間の時限措置）】



【要望案（恒久措置）】



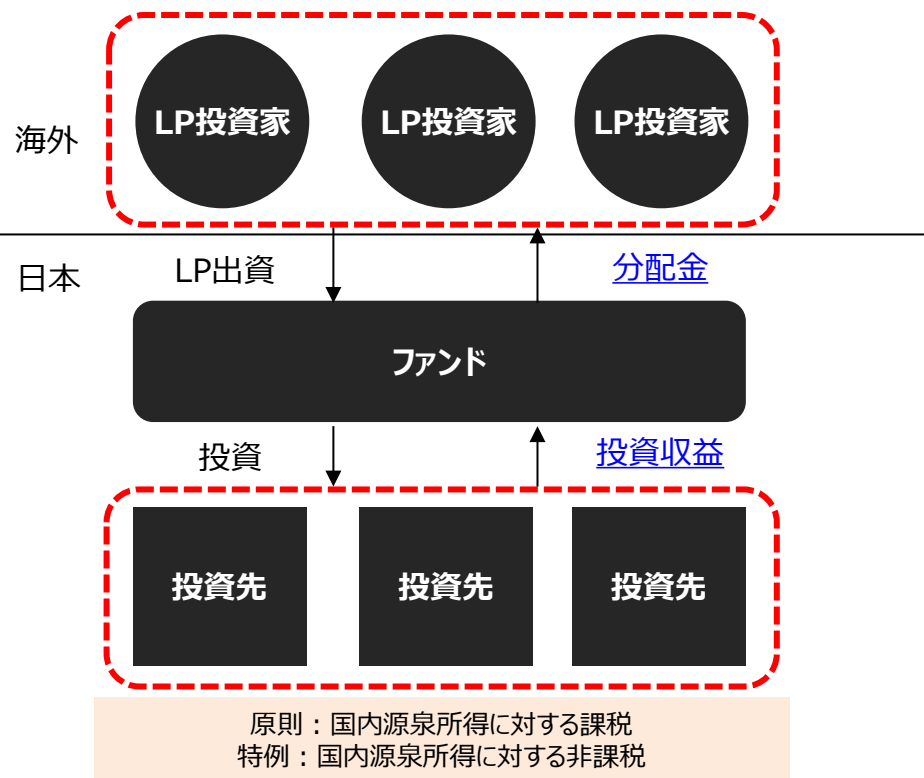
※一時払生命保険については、本制度の控除の適用対象から除外

◆ 外国組合員に対する課税の特例の見直し〔経済産業省主担〕

【現状及び問題点】

- 日本にGP(無限責任でファンドの運営を行う組合員)がいるファンドに対して、海外投資家がLP(有限責任で投資を行う組合員)として出資する場合、LPはGPと、国内のPE(恒久的施設)を通じて、共同で事業を行うものとされ、原則、LPはファンドを通じて得た国内源泉所得に対して所得税・法人税が課税される。
- 他方で、当該LPが業務執行行為を行わないなどの一定の要件を満たす場合については、共同事業性が希薄であると考えられることから、国内源泉所得を非課税とする特例が措置されているところ、当該特例の要件の厳格さや手続きの煩雑さが、国内への投資の障壁となっているとの指摘がある。

【要望事項】 現行制度の適用要件の緩和や手続きの簡素化等の見直しを行うこと。



【適用要件】

- ・ 投資組合に出資する外国組合員であること
- ・ 下記要件等の全てを組合契約締結の日から継続して満たしていること
 1. 有限責任組合員であること
 2. 業務執行行為を行わないこと
 3. 組合財産に対する持分割合が25%未満であること
 4. 無限責任組合員と特殊の関係にないこと
 5. 他に恒久的施設帰属所得を有しないこと

※本特例の適用を受けようとする外国LPは、特例適用申告書を提出する必要がある。

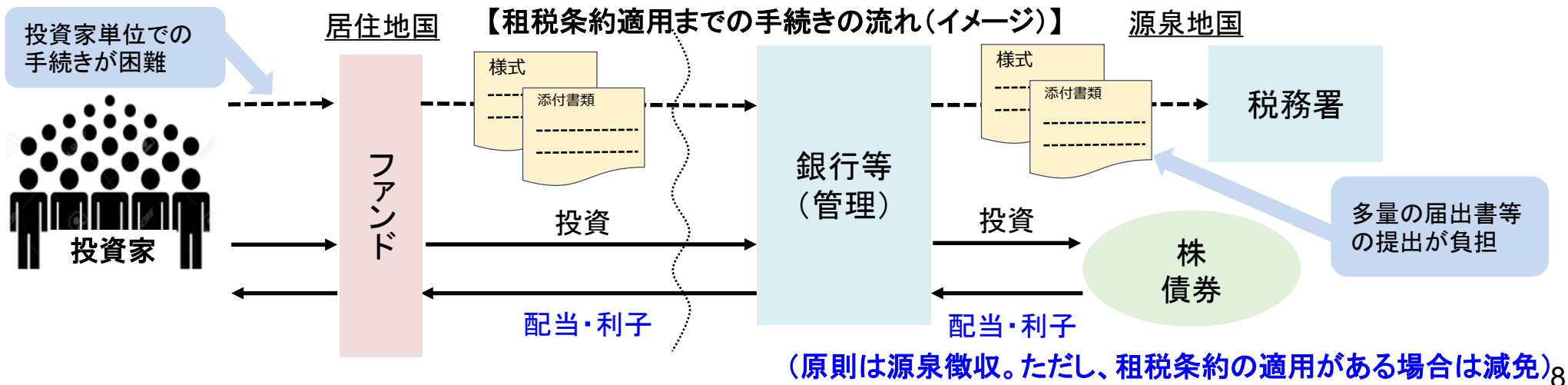
◆ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

【現状及び問題点】

- 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。
- **ファンドを介したクロスボーダー投資**については、原則として、ファンドレベルではなく、投資家レベルで租税条約の申請手続きをすることとされている。このため、投資家が多数となるファンドにおいては、**投資家レベルで申請手続きを行うことが実務上困難**であり、**租税条約を適用することができない**状況にある。
- また、租税条約に関する届出については、本体の届出書以外にも様々な添付書類の提出が必要とされるなか、その**管理・提出の負担が大きい**状況にある。

【要望事項】

- ① ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用申請に係る実務上の課題を解消するための所要の措置を講ずること。
- ② 一定の金融機関が行う租税条約に係る手続きについて、簡素化を行うこと。



◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

【要望事項】

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備を図り、家計による成長資金の供給拡大等を促進する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

【令和7(2025)年度税制改正大綱(抜粋)】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

〔その他の要望項目〕 ◆は日切れ関連

- ◆ 東日本大震災関連の印紙税非課税措置の延長〔農林水産省・厚生労働省が共同要望〕
- ◆ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長〔厚生労働省主担、財務省・総務省等が共同要望〕
- ◆ 海外ファンドとの債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置の恒久化〔財務省が共同要望〕
- ◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長〔文部科学省主担〕
- ◆ 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の拡充及び延長
- ◆ 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長〔国土交通省主担〕
- ◆ 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置(欠損金の繰戻し還付)の延長〔財務省が共同要望〕
- ◆ 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長〔財務省が共同要望〕
- ◆ 金融機能強化法の経営強化計画等に基づき行う登記の登録免許税の軽減措置の拡充及び延長

〔その他の要望項目〕

- ◇ 上場株式等の相続税に係る見直し
- ◇ 国際情勢を考慮した国際租税に係る所要の措置
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持
- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 改正資金決済法の施行に伴う自動的情報交換制度の実施に係る所要の措置
- ◇ 従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等の特定口座移管にかかる所要の措置
- ◇ OECDの新国際課税ルールに係る所要の措置【事項要望】
- ◇ 金融制度等の見直しに伴う所要の措置【事項要望】